平 成 27

年9月施行の琵琶湖保全再生法に基づき

【第1期計画期間:平成29年度から令和2年度までの4年間】

施策の柱

- ・水質汚濁の防止と改善
- 水源のかん巻
- ・生態系の保全と再生
- ・景観の整備と保全
- ・農林水産業、観光、交通等の振興
- ・調査研究の推進
- ・環境学習、教育の充実

施策の柱

- ■琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ·湖内(調査研究、在来生物保全等)
 - ·湖辺域(自然再生、外来生物対策等)
 - ·集水域(水質保全、森林保全対策等)
- ■暮らしと湖の関わりの再生
 - ・個人・家庭(琵琶湖に配慮した暮らし)
 - ·地域(地域での取組) ·生業

県、市町の施策

保全再生計画の改定

- 国や下流府県市、県内市 町との協議・調整
- 県民や関係団体等との意
- 環境審議会や県議会での

並行して 准める

マザーレイク21計画

- →「新たな仕組み」検討
- マサ・・レイクフォーラムを中心に 県民や関係団体等との意
- 環境審議会や県議会での

県民、団体、事業者等の主体的取組

琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)

(計画期間:平成11年度から令和2年度までの22年間)

【第1期: 平成11~22年度 第2期: 平成23~令和2年度】

琵琶湖保全再生計画 (第2期計画)

令和2年度末 (2021年3月)

琵

琶

湖

保 全

再

生

計

画

ഗ

改

定

新

た

な

仕 組

み

の

構

築

琵琶湖保

全再生計画で

◆ 県と市町による琵琶湖 保全再生施策の推進

琵琶湖の保全再生を 両輪で推進

- ◆ 県民、企業、団体、下流 等が主体的に琵琶湖に関 わることができる仕組み 推進体制として、マザーレ
- イクフォーラムを発展化
- 県は運営事務局を担うとと もに、一構成員として参画

多様な主体の協働による 「新たな仕組み」の構築

⇒ マザーレイクゴールズ(MLGs)

行政計 画

組により

協働による